令和８年度かごしまＡＸ実証体制整備事業業務委託仕様書（案）

１　業務名

令和８年度かごしまＡＸ実証体制整備事業業務委託

２　履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

３　事業の背景・目的

本県は多くの離島・中山間地域を有し、防災・医療・教育などあらゆる分野において課題を抱えていることから、ＡＩを活用した課題解決の実証に適した地域であると考えられる。

このため、本事業では、本県が有する社会課題の解決に繋げるために、全県的な課題の把握、実証フィールドの選定を行うとともに、県内外におけるＡＩ関連事業者の参画を促進することで課題解決を図るための体制づくりを行う。

４　業務の実施場所

鹿児島県内ほか（受託者の事業所を含む。）

５　委託業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を行うこととする。なお、受託者からの提案を踏まえ、県と協議の上、詳細を決定するものとする。

⑴　県内の課題調査

県内事業者における課題の実態を把握し、その重要度と実証及び実装可能性を整理する。

ア　対　象

県内における産業、農林水産、防災、観光、医療・福祉、物流、交通等の事業者・関係団体（100 件程度の課題を抽出すること。）

イ　方　法

受託者によるアンケート等に基づくヒアリング調査を基本とする。調査対象の選定に当たっては、県と協議の上、決定すること。

ウ　集計・整理

課題情報（内容、影響度、制約等）を整理し、受託者が県と協議の上定める様式により、一覧化して取りまとめること。

⑵　実証フィールドの選定

⑴で整理した課題情報をもとに、「社会的重要性、県内事業者への波及効果、ＡＩに

よる解決可能性、普及・横展開のしやすさ」などを踏まえ、本県の社会課題として解決する場を“実証フィールド”として選定する。（５件程度の選定を想定。）

ア　実証フィールドとしての成立要件の確認

協力体制（事業者の合意見込み、実証の実施体制等）及び実証から実装までの期間（季節性・調達・許認可等）を確認すること。

イ　実証フィールドとしての評価

評価基準（例：社会的重要性、県内事業者への波及効果、ＡＩによる解決可能性、普及・横展開のしやすさ等）を県と協議の上設定し、候補課題を同一基準で評価すること。

ウ　実証フィールドの選定

評価結果及びアドバイザリー・ボード（有識者で構成）等の意見を踏まえ、県と協議の上、実証フィールドを選定する。併せて、課題解決ができる企業の想定も行う。

※　実証フィールドにおける課題解決の取組は、モデルケースとして位置付け、実証後、県内で同様の課題を抱えている事業者等への普及を図ることを目的とするものであることに留意すること。

⑶　マッチングに向けた準備（課題整理・サイト構築）

実証フィールドに選定しない課題（約 95 件）については、今後のマッチング支援に向けて、必要な情報を整理し、専用サイトへ掲載する。

ア　課題情報の整理

課題内容、想定される支援ニーズ、連絡先等について、今後のマッチング支援を見据えた記載内容の整理を行うこと。

イ　整理した課題を専用サイトに掲載する。

サイトについては、県内外の事業者が課題を閲覧し、マッチングにつながる機能を有すること。また、掲載に当たっては事業者の了承を得ること。

ウ　令９年度以降、県が課題提供企業と県内外の企業とのマッチング支援や各種補助制度の活用による社会実装・事業化を進めることを見据え、円滑に引き継げるようデータを整理すること。

⑷　プロモーション

本事業に関する取組について、効果的に発信するプロモーション（以下「ＰＲ」という。）を行うことで、県内外の事業者の参画を促すとともに、県内企業のＡＩ活用の機運醸成を図る。なお、内容は県と協議の上、決定すること。

ア　専用ＷＥＢサイトの構築

本事業専用のＷＥＢサイトを構築し、管理運営すること。

イ　情報発信

本事業に関する取組について、新聞、メディア等へのプレスリリースやＳＮＳでの発信を行うほか、取組状況を専用ＷＥＢサイト等に掲載するなど、効果的な情報発信を行うこと。

ウ　県内外事業者に対するＰＲ

県内外のＡＩ関連企業の参画を促進するためのＰＲを実施する。想定されるＰＲ手法例は以下のとおり。なお、全ての実施を求めるものではなく、記載以外のＰＲ手法の提案を妨げるものではない。

・　自治体ピッチイベントや展示会等への参加・出展・登壇
（例：東京イノベーションベース（東京）、STATION Ai（名古屋）、CIC 福岡（福岡）等）
※　県職員が同行する場合等の旅費は委託料に含まない。

・　ＳＮＳ(Facebook、Instagram 等）における属性を設定したターゲティング広告

・　ＡＩ開発者等の閲覧が多いと想定される媒体や経済誌等への広告掲載

エ　問合せ対応

本事業及び専用ＷＥＢサイトに関する問合せに対応する体制を整えること。問合せ対応の記録を作成し、必要に応じて県に報告すること。

オ　専用サイトを開設及び閉鎖する場合は、以下の対応を行うこと。

・　新規開設する場合は、公的機関しか取得できないドメイン「lg.jp」や本県ドメイン　「pref.kagoshima.jp」のサブドメインを原則として利用すること。

・　閉鎖する場合は、閲覧者等に対し、停止期間や閉鎖後のドメイン（旧ドメイン）の運用について事前に周知すること。旧ドメインの運用停止後、第三者に取得されないよう旧ドメインを１年以上保持すること。

上記の間、旧ドメインへのアクセスがあった際は、後継サイト（後継サイトがない場合は終了告知ページや本県トップページ等）へ転送を行うこと。

⑸　その他

・　豊富な知見や情報を有する大手企業とのコネクションの構築及び情報収集を行うため、県が指定するコンソーシアム等へ参画する費用を計上すること。（約70万円）

・　独自提案について（必須ではない）

本県のＡＸ推進に資する追加提案があれば、５の業務内容を確実に履行することを条件に、提案すること。追加提案で発生する費用については、本事業の委託料の範囲内で実施することを可とする。

６　業務の実施体制

⑴　本業務を円滑に遂行するため、業務全体を統括する責任者（プロジェクトマネージャー）を１名以上配置すること。また、県と常時連絡が取れる体制を確保すること。

⑵　課題調査、選定、サイト構築、ＰＲ等の各業務について、必要な知見・実績を有す

る人員を適切に配置すること。

7　実施スケジュール（想定）

業務は、以下の想定スケジュールを踏まえ、受注者と県が十分に協議して決定する。

時期	主な内容
10 月中	課題調査開始、サイト構築（調査事業の広報）
11 月～２月	調査期間
２月	実証フィールドの選定
３月上旬	実績報告

8　実績報告

受託者は、以下の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、県に提出すること。

⑴　成果物一覧

時期	書類名
契約締結時	・　事業実施計画書 （実施計画、実施方法、実施体制等）
委託業務完了後 （令和９年３月 31 日まで）	・　業務完了届 ・　実績報告書 ・　課題調査結果資料 ・　実証フィールド選定関連資料 （評価基準、評価結果、議事録等） ・　マッチング支援用課題整理資料 （実証フィールドに選定しない課題を整理した資料） ・　その他関連資料

⑵　提出方法

納入形式は、原則として、電子データとする。

⑶　提出先

鹿児島県商工労働水産部産業立地課　新産業創出室新産業創出係

⑷　完了検査

受託者は、本業務の完了後に県の検査を受けることとする。

受託者は、検査の結果、県から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9　留意事項

⑴　本業務の実施に当たっては、業務遂行に必要な関係法令等を遵守すること。

⑵　本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

⑶　受託者は、本業務の一括再委託をしてはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、書面による県の承認を得ること。
⑷　災害又は感染症の影響等により、県が指示した場合は、事業の停止又は事業内容の見直しをすること。
⑸　本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上定めることとする。

10　著作権等
⑴　第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
⑵　本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。
⑶　受託者は、県の同意がなければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
⑷　受託者は、本業務の成果物について、県に対し、期間の定めなく無償で、複製、公衆送信、翻案・翻訳その他必要な方法により利用することを許諾するものとする。

11　機密保持等
⑴　本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
⑵　受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記２の履行期限の終了後においても同様とする。

12　個人情報保護
業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようＢＣＣ機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。